

別表六(十三)

「16」又は「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表六(十三) 平三十・四・一以後終了事業年度分

御注意

21 資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える中小企業者が取得又は製作した特定機械装置等については、この制度の適用がありませんので御注意ください。  
 (裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)

措法第42条の6第1項各号の該当号	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
事業種目	2					
資産区分	種類	3				
	機械装置等の名称	4				
取得価額	取得年月日	5	・	・	・	・
	指定事業の用に供した年月日	6	・	・	・	・
取得価額	取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8				
	修正取得価額	9				
<p><b>「16」欄</b></p> <p>中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の6第2項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00043」</p> <p>③ 「適用額」欄：「16」欄の金額</p>						
<p>額の計算</p> <p>調整前法人税額 (別表六(二十一)表六(二十二)「15」)</p> <p>17</p>						
<p>控除限度超過額 (23の計)</p> <p>18</p>						
期	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	12	期 繰 越 分	同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((17)と(18)のうち少ない金額)	19	
	当期税額基準額 $(12) \times \frac{20}{100}$	13		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の⑥」)	20	
	当期税額控除可能額 ((11)と(13)のうち少ない金額)	14		<b>当期繰越税額控除額 (19) - (20)</b>	21	
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の⑦」)	15		法人税額の特別控除額 (16) + (21)	22	
当期税額控除額 (14) - (15)	16					
<p>翌期繰越税額控除限度超過額の計算</p> <p>事業年度又は連結事業年度</p> <p>前期繰越額又は当期税額控除限度額</p> <p>23</p>						
<p><b>「21」欄</b></p> <p>中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の6第3項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00044」</p> <p>③ 「適用額」欄：「21」欄の金額</p>						
計						
当期分	(11)					
合計						
<p>機械装置等の概要</p>						